

(午前10時)

開 会

議会事務局長（仕明 哲君）

議会事務局長の仕明です。能登町発足後、はじめての議会であり、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の道下豊一議員をご紹介します。道下議員、ご登壇をお願いします。

臨時議長（道下 豊一君）

ただいまご紹介をいただきました道下豊一でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

一言ご挨拶を申し上げます。過疎と高齢化が進む奥能登に「ひと・くらしが輝くふれあいのまち作り」を政治行政の主題としてめでたく誕生いたしました能登町であります。私たち議会もこのテーマの旗の下に結束し、町民各位の期待にこたえ、活力あるまち作りに努力することを誓おうではございませんか。

ただいまは、年長なるがゆえに初議会の臨時議長の指名を受け、誠に光栄に存じます。託された議長選出まで議員各位のご協力を切にお願い申し上げ御挨拶といたします。

開会に先立ちまして、能登町長職務執行者から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

町長職務執行者挨拶

町長職務執行者（田形 功君）

皆さんおはようございます。一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日ここに、能登町としての初めての議会開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

去る3月1日、石川県知事をはじめ、多数のご来賓並びに関係諸氏のご出席を賜り、「能登町開町式」を挙行いたしました。ここに至までは、26ヶ月にもわたる22回の合併協議会を経ており、旺盛な議論を重ね、お互いの尊重と寛容の中から、数多くの調製が行われ、成果が結ばれてきました。その中の一つに、希望と夢の持てる「能登町の町づくり計画」の策定がございます。その基本目標として「一歩前へ進むまちづくり」の実践をあげております。このことは行政だけでなく、住民一人ひとりが主体となり、新しい町、能登町を創り上げていくことを意味していると思います。幸いにして私たちの町は、豊かな自然と温かな人情味に溢れた土地柄でもございます。奥能登に、「ひと・暮らしが輝くふれあいのまちづくり」の実現に向け、これからも行政と住民の協働による町づくりに、議員各位のご協力とそしてお力添えをお願いするものでございます。また、役場行政庁舎を分庁方式とし、極力住民サービスの低下を招かないよう配慮しながら、時間をかけて新町の一体感の醸成を図っていくものでございます。

さて、ご承知のとおり、私に課せられた任務は、新しく能登町長が選ばれるまでの間、町長職務執行者として、その重責を担わせていただくことであります。短い期間ではございますが、議会をはじめ住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、誠心誠意、一生懸命に全力で職責を全うしたいと考えているところでございます。

今後とも議員各位におかれましては、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご活躍をお祈りし、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

臨時議長（道下 豊一君）

町長職務執行者 田形功君のご挨拶を終わります。

開 会・開 議

臨時議長（道下 豊一君）

ただいまから開議の宣告をいたします。出席議員数は41名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成17年第1回能登町議会臨時会を開会します。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布の日程表により行います。

議事の進行につきましては、能登町議会会議規則がまだ公布されていないので、それまでは、発議第1号で提案される会議規則（案）に準じて進行したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、これより議事進行は能登町議会会議規則（案）によって行います。

仮 議 席 の 指 定

臨時議長（道下 豊一君）

日程第1 仮議席の指定を行います。仮議席はただいまご着席の議席といたします。

議 長 の 選 挙

臨時議長（道下 豊一君）

日程第2 選挙第1号 これより議長の選挙を行います。

休 憩

臨時議長（道下 豊一君）

ここで暫時休憩します。10分間休憩、その後2階の会議室にご集合願いたいと思います。ご協力ください。

再 開

臨時議長（道下 豊一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議長の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第108条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。大谷内 義一君を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名しました大谷内義一君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました大谷内義一君が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました大谷内義一君が議場におられます。会議規則(案)第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。ここで議長に当選されました大谷内義一君の挨拶があります。大谷内義一君。議長、当選挨拶。

議長(大谷内 義一君)

一言ご挨拶申しあげます。本日は、はじめての能登町議会におきまして、初代の名誉ある議長に全会一致でご推薦を賜りまして、私70年の生涯のうちに肝に銘じて、これほどうれしいことはございません。このことを肝に銘じて新しい能登町発展のために全力を尽くすことをお誓い申しあげる次第でございます。どうぞ、執行部の皆さん方も議会の皆さん方も、共に手をさずさえて新しい能登町発展のために頑張るその一員として汗を流したいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

臨時議長(道下 豊一君)

以上で議長の選挙を終了します。これで臨時議長の職務が終了いたしました。初議会冒頭における重責を無事遂行できましたことは、ひとえに議員各位のご協力の賜物と深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

議長、議長席にお着きを願います。

休 憩

議長(大谷内 義一君)

それでは早速ですが、議長としての職務を行わせていただきます。これより副議長の選挙に入るわけですが、その前に暫時休憩いたしたいと思えますが、ご了承いただきたいと思えます。よろしいございますか。それでは暫時休憩いたします。

議 席 の 指 定

議長（大谷内 義一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布してあります。あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

追加日程第1 議席の指定を行います。議席は会議規則（案）第4条第1項の規定により、お手元に配布した議席表のとおり指定いたします

副 議 長 の 選 挙

議長（大谷内 義一君）

追加日程第2 選挙第2号 副議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしの声であります。異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

菊田俊夫君を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名した菊田俊夫君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した菊田俊夫君が副議長に当選されました。会議規則（案）第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ただいま副議長に当選されました菊田俊夫君が議場におられます。ここで副議長に当選されました菊田 俊夫君から発言が求められておりますので、これを許します。菊田俊夫君。

副議長（菊田 俊夫君）

今ほど議長さんのほうから副議長という重職のご推薦がございました。身に余る光栄でございます。このうえは議長を補佐し、能登町議会運営に努力する所存でございます。議員各位、執行部共に切磋琢磨しながら能登町議会運営に誠心誠意努め、能登町民に恥のない議会運営にしていきたいと考えております。どうか今後ともご指導、ご鞭撻の程をよろしくお願いを申し上げます、はなはだ簡単ですが、ご挨拶といたします。ありがとうございます

ございました。

休 憩

議長（大谷内 義一君）

それでは会議の都合上、暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

事務局長（仕明 哲君）

お知らせします。議員各位の弁当は、議員控え室においてございますので、お召し上がりいただきたいと思っております。

再 開

発議第1号～発議第3号

議長（大谷内 義一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第3 議会議案の上程の件を議題と致します。

発議第1号 能登町議会会議規則の制定について

発議第2号 能登町議会委員会条例の制定について

発議第3号 能登町議会事務局設置条例の制定について 以上の3件を一括議題といたします。提出理由の説明を求めます。32番 竹中初男君。

32番（竹中 初男君）

ただいま能登町議会会議規則の制定についてから、事務局設置条例の制定についての3件の案件につきまして提案理由の説明を行います。平成17年3月1日付けをもって能登町が誕生いたしました。能登町議会においては、いまだ会議規則が未制定であり地方自治法第120条の規定に基づき会議、その他の手続き、及び内部の規律を中心とした会議規則を制定しなければなりません。したがって標準町村議会会議規則に準拠し、発議第1号能登町議会会議規則について別紙のとおり議案として提出するものであります。また発議第2号能登町議会委員会条例の制定については、能登町議会が招集されましたが、地方議会委員会条例が未だ未制定であり、地方自治法第111条の規定については、委員会に関し必要な事項は条例で定めるということになっており、組織及び運営についての基本的な事項に関し、早急な制定が必要であるとの観点から、標準町村議会会議規則に準拠し、別紙のとおり能登町議会委員会条例を制定するため、議案として提出するものであります。また発議第3号能登町議会事務局設置条例の制定については、地方自治法第138条第2項の規定により議会の権限拡充にともなう増大する議会の庶務を処理させ、また事務面においても議会としての実施的な活動を確保するための事務局の設置がなされておらず、能登町議会事務局設置条例も今だ未制定のままとなっております。よって別紙のとおり事務局設置に関する議案として提出するものであります。以上の発議3件につき、議員各位にはご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます。終わります。

議長（大谷内 義一君）

説明が終わりました。お諮りいたします。発議第1号から発議第3号までの3件につい

ては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって発議第1号から発議第3号までの3件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

ないようですので質疑を終結し討論をいたします。討論はありませんか。

(なしの声)

討論を終結し採決します。お諮りします。発議第1号 能登町議会会議規則の制定について原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

はい、ありがとうございました。全員起立、起立多数であります。よって、発議第1号 能登町議会会議規則の制定については原案のとおり可決されました。

発議第2号 能登町議会委員会条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

お座りください。起立全員であります。よって、発議第2号 能登町議会委員会条例の制定については原案のとおり可決されました。

発議第3号 能登町議会事務局設置条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

お座りください。起立全員であります。よって、発議第3号 能登町議会事務局設置条例の制定については原案のとおり可決されました。

発議第4号

議長(大谷内 義一君)

追加日程第4 発議第4号 能登町議会広報編集特別委員会設置に関する決議についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。21番 小蔵久一君。

21番(小蔵 久一君)

ただいま上程されました発議第4号 能登町議会広報編集特別委員会設置に関する決議についての提案理由の説明をいたします。

提案者は私 小蔵久一

賛成者は 竹中初男、多田喜一郎、久田良平、同じく谷上幸男 4名です。
町議会において、議会活動の状況を広く住民に周知し、町政に対する理解と協力を得る事は、地方議会にとって当然なすべきことであると考えます。そのための方策として、議会広報の発行及び広報に関する調査等を行う必要があるとの趣旨から、能登町議会広報編集特別委員会を設置するため、別紙のとおり議案として提出するものであります。つきましては議員各位におかれましてご審議の上ご賛同賜りますようお願い致します。以上です。

議長（大谷内 義一君）

提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声)

討論を終結し採決いたします。発議第4号 能登町広報編集特別委員会設置に関する決議について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

お座りください。起立全員であります。よって
発議第4号 能登町広報編集特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

発議第5号

議長（大谷内 義一君）

追加日程第5 発議第5号 宇出津総合病院運営特別委員会設置に関する決議についてを、議題と致します。提案理由の説明を求めます。25番 多田喜一郎君。

25番（多田 喜一郎君）

ただいま上程されました発議第5号 宇出津総合病院運営特別委員会設置に関する決議についての提案理由の説明を行います。

提出者は 能登町議会議員私 多田喜一郎

賛成者は同じく久田良平、竹中初男、谷上幸男、小蔵久一であります。

宇出津総合病院は、多額の累積赤字を抱える現状であり、できる限り早急に運営の適正化を図るため、調査・研究を行う必要があるとの趣旨から、宇出津総合病院運営特別委員会を設置するため、別紙のとおり議案として提出をするものであります。つきましては、議員各位におかれましてご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（大谷内 義一君）

提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
はい、山本 一朗議員。

16番（山本 一朗君）

ここでよろしいですか。今の件で、別に反対理由はございませんが、今度常任委員会で保健福祉委員会というものが出来ます。その中の所管で宇出津病院も入っております。そうなりますと先ほど議長挨拶で議会が一致団結と言ったことが少し暗くなるんじゃないかと思うんです。というのは宇出津病院には、この申し合わせ事項には常任委員会が基本であることと、そういったことがありますし、委員会条例にも特別と6条で特別委員会は特別なことがあったと、ということが書いてございます。そういったときに宇出津病院の監査・検査・調査なりがどちらかが比重が大きいのかということになり、お互いに委員会の侵略、謁見行為だと、そういうふうに紛糾する恐れもありますので、その辺は一つ、きちっとした線を引いて委員会を設置するならばと。そうしておきたいのですが、いかがなものでしょうか。

議長（大谷内 義一君）

整合性

ただいまの発言は、常任委員会と特別委員会の併合製をしっかりとしてほしいとのご意見だと思います。このことをふまえてこれからの特別委員会と常任委員会のあり方を一つ設置された後で、併合製をとって頂きたいと思います。いかがですか。他に質疑ありませんか。

整合性

（なしの声）

質疑を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

（なしの声）

討論を終結し採決します。

発議第5号 宇出津総合病院運営特別委員会設置に関する決議について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

お座りください。起立全員であります。よって発議第5号 宇出津総合病院運営特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

会議録署名議員の指名

議長（大谷内 義一君）

追加日程第6 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第119条の規定により議長において指名いたします。

1番 河田信彰君 2番 南正晴君 2名を指名いたします。

会 期 の 決 定

議長（大谷内 義一君）

追加日程第7 会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日から3月9日までの6日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月9日までの6日間とすることに決定いたしました。

諸 般 の 報 告

議長（大谷内 義一君）

追加日程第8 諸般の報告を行います。本臨時会に地方自治法第121条の規定に基づき、説明員の出席を求めたところ説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名はお手元に配布してありますのでご了承願います。

休 憩

議長（大谷内 義一君）

それでは会議の都合上暫時休憩いたします。全員協議会室のほうへご集合お願い致します。

選任第1号

議長（大谷内 義一君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第9 選任第1号 能登町議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りいたします。能登町議会常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおりと指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって能登町議会常任委員会委員はお手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

選任第2号

議長（大谷内 義一君）

追加日程第10 選任第2号 能登町議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りします。能登町議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定によりお手元に配布しました名簿のとおり指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって能登町議会運営委員会委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定致しました。

選任第3号・選任第4号

議長(大谷内 義一君)

追加日程第11 選任第3号 能登町議会広報編集特別委員会委員の選任についてから選任第4号 宇出津総合病院運営特別委員会委員の選任についてまでの2件を一括議題といたします。お諮りします。能登町議会広報編集特別委員会委員及び宇出津総合病院運営特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって能登町議会広報編集特別委員会委員及び宇出津総合病院運営特別委員会委員は名簿のとおり選任することに決定しました。

休 憩

議長(大谷内 義一君)

ここで暫時休憩いたします。この休憩は暫時ですけど、10分程休憩させていただきます。

再 会

各委員会正副委員長互選結果報告

議長(大谷内 義一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第12 各委員会正副委員長互選結果の報告が届いておりますので、申し上げます。先ほどの休憩中に各委員会が開催され、委員会条例第9条第5項及び第2項の規定により、各委員会の委員長、副委員長が互選されましたのでご報告をいたします。

総務常任委員会の委員長に	山崎元英君	同副委員長に	向峠茂人君
保健福祉常任委員会の委員長に	田上賢一君	同副委員長に	穴釜光雄君
産業建設常任委員会の委員長に	上野耕平君	同副委員長に	多田喜一郎君
文教常任委員会の委員長に	石岡安雄君	同副委員長に	奥野清君
議会運営委員会の委員長に	青木豊治君	同副委員長に	小路礼一郎君
広報編集特別委員会の委員長に	奥成壮三郎君	同副委員長に	河田信彰君
宇出津総合病院運営特別委員会の委員長に	新平悠紀夫君		
	同副委員長に	小路政敏君	

以上のとおりであります。

選挙第3号

議長（大谷内 義一君）

次に追加日程第13 選挙第3号 能登町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定いたしました。選挙管理委員には、

能登町字藤の瀬5 2字1 2 3番地	小谷拓男君
能登町字俎倉1 1字8 2番地	新崎秀雄君
能登町字当目5 7字2 8 5番地	谷口正成君

能登町字松波3字8 7番の1の2甲地 坂井次雄君 以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがってただいま指名しました小谷拓男君、新崎秀雄君、谷口正成君、坂井次雄君。 以上の方が選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員補充員については、次の方を指名します。

第1位 能登町字小木1 5字2番8地 岩城康憲君

第2位 能登町字新保2字1 3番地 北口隆君

第3位 能登町字宇出津山分2 2字1 0 5番地 中谷喜代信君

第4位 能登町字柳田工部2番地 田原義明君 以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。岩城康憲君、北口隆君、中谷喜代信君、田原義明君。以上の方が順位のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

推薦第1号～推薦第4号

議長（大谷内 義一君）

追加日程第14から追加日程17 推薦第1号から推薦第4号

能登町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。これは農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、議会推薦の農業委員会委員を推薦するものであります。お諮りします。議会推薦の農業委員会委員については、4人としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって議会推薦の農業委員会委員は4人とすることに決定しました。お諮りします。推薦第1号から推薦第4号までの4議案については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって推薦第1号から推薦第4号までの4議案は、委員会付託を省略することに決定しました。お諮りします。推薦第1号から推薦第4号までの能登町農業委員会委員の推薦については、人事案件であり、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって質疑、討論を省略することに決定しました。それではまず、

推薦第1号 能登町農業委員会委員の推薦についてを採決します。ここで地方自治法第117条の規定により20番 桶屋 政雄君の退場を求めます。

推薦第1号 能登町脳御油委員会委員の推薦については、議会推薦の農業委員会委員として、能登町字石井八部81番地 桶屋 政雄氏を推薦することに賛成の諸君は起立を願います。

起立全員であります。よって桶屋政雄氏を推薦することに決定しました。ここで桶屋政雄君の入場を許可いたします。

次に推薦第2号 能登町農業委員会委員の推薦についてを採決します。農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定による農業委員会委員に能登町字合鹿12字74番地 山岸政盛氏を推薦することに賛成の諸君の起立を願います。

ありがとうございました。起立全員であります。よって山岸政盛氏を推薦することに決定しました。

続いて推薦第3号 能登町農業委員会委員の推薦についてを採決します。農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定による農業委員会委員に能登町字鶴川19字31番地 州崎昭平氏を推薦することに賛成の諸君は起立を願います。

ありがとうございました。起立全員であります。よって州崎昭平氏を推薦することに決定しました。

続いて推薦第4号 能登町農業委員会委員の推薦についてを採決します。農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定による農業委員会委員に能登町字立壁1字69番地 大坪照子氏を推薦することに賛成の諸君は起立を願います。

ありがとうございました。起立全員であります。よって大坪照子氏を推薦することに決定しました。

報告第1号～報告第16号

議長（大谷内 義一君）

追加日程第18 報告第1号 平成16年度能登町一般会計暫定予算にかかる専決の処分の承認を求めることについてから、報告第16号、字の名称の変更についてにかかる専決処分の承認を求めることについてまでの16件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。能登町長職務執行者 田形 功君。

町長職務執行者（田形 功君）

提案理由の説明に入ります前に一言ご挨拶申し上げます。午前中の選挙第1号、第2号の選挙において大谷内新議長、そして菊田新副議長にはご当選おめでとうございます。そして先ほどから能登町議会の新組織が編成され、各常任委員会などそれぞれの委員会に就かれる議員の皆様方におかれましては、何とぞ新町行政施策の円滑な推進に向けて的確なご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、今回提案いたしました報告16件、議案1件につきまして、随時ご説明申し上げます。まず、報告第1号から報告第12号までの暫定予算の専決処分についてご説明致します。能登町の平成16年度の暫定予算につきましては、地方自治法施行令第2条の規定に基づき、本予算が成立するまでの間の必要な収支について暫定予算を調製したもので、能登町が誕生した3月1日に専決処分を行い、今回、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。各会計の暫定予算の編成にあたりましては、合併前の去る2月24日の旧3町村の議会懇話会、また、3月2日の議員協議会におきまして、所管の課長から概要の説明をさせていただきましたが、各会計に共通する暫定予算編成方法は、原則、2月末日における旧3町村各予算の執行残額につき、決算見込み額を考慮して調製いたしました。また、例年各町村で行われてきました3月補

正予算につきましても、この暫定予算で調製しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、各会計の暫定予算の専決処分についてご説明申し上げます。まず、報告第1号「平成16年度能登町一般会計暫定予算」についてでございますが、この予算は旧3町村の一般会計予算のほか、合併により消滅する一部事務組合、能登三郷生活環境振興組合の予算を引き継いだものであります。歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ64億3千7百63万2千円といたしたものであります。また、債務負担行為につきましては、第2表のとおりであります。これまで3町村がそれぞれ定めていたものを、能登町の債務負担行為として表したものであり、合計で11件、また、第3表の地方債におきましても同様に、合計62件で限度額は34億6千4百30万円となります。その他、一時借入金の最高額を暫定的に20億といたしたものでございます。続きまして、主な内容をご説明致しますが、この暫定予算は、能登町としては一番最初の予算という位置付けであり、旧3町村及び能登三郷生活環境振興組合の議会において、それぞれ議決済みの予算を引き継いだものであります。実質的には平成16年度の予算のうち、残り1ヶ月間の整理のための手続き的性格であることから、詳細な部分につきましては説明を省略させていただきます。

それでは歳入でございますが、1款の町税から19款の町債までについては、3月1日以降に収入される見込額を計上したものであります。次に歳出の内容について主な内容をご説明いたします。歳出におきましても歳入と同様に、1款の議会費から13款の諸支出金まで、3月1日以降に支出される見込額、すなわち旧3町村及び旧組合の予算のうち2月末における未執行部分について計上したものであります。他に例年3月補正予算として計上されてきた事業等として、近年にない大雪となった除雪に要する経費、そして国の補正予算を原因とする消防施設の耐震性貯水槽整備事業、過疎債の内定を受けました海洋深層水施設整備事業を追加すると共に、現状での決算見込みを考慮して、各款項目の調整を行っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に報告第2号「平成16年度能登町国民健康保険特別会計暫定予算」についてであります。これにつきましても、旧3町村の国民健康保険特別会計予算を引き継いだものであり、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ保険事業勘定について6億5百56万7千円、直営診療施設勘定について百78万2千円としたものであります。また、一時借入金の最高額につきましては、暫定的に保険事業勘定を3億円とし、直営診療施設勘定を百30万円としたものであります。編成にあたりましては、一般会計と同様、決算見込みに基づいて予算を計上いたしました。療養費等の見込み額を調製して暫定予算としたものでありますので、ご理解を賜りますようお願い致します。

報告第3号「平成16年度能登町老人保健特別会計暫定予算」につきましても、旧3町村の老人保健特別会計予算を引き継いだものであり、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2千9百3万6千円としたものであります。編成にあたりましては、各会計と同様、決算見込みに基づいて計上いたしました。医療給付費等の見込み額を調製して暫定予算としたものでありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

報告第4号「平成16年度能登町介護保険特別会計暫定予算」につきましても同様に、旧3町村の介護保険特別会計予算を引き継いだものであり、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれの保険事業勘定について4億4千95万7千円、サービス事業勘定につい

て2千3百18万7千円としたものであります。また、保健事業勘定における地方債につきましては、第2表記載のとおり限度額を1千5百60万円、一時借入金の最高額は、暫定的に保険事業勘定を1億円とし、サービス事業勘定を2千万円としたものでございます。編成にあたりましては、各会計と同様、決算見込みに基づいて計上いたしました但、保険給付費の見込み額を調整して暫定予算としたものでありますので、ご理解を賜りますようお願い致します。

次に報告第5号「平成16年度能登町観光施設特別会計暫定予算」についてであります但、これは旧能都町の観光施設特別会計予算を引き継いだものであり、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ70万2千円としたものであります。編成にあたりましては、各会計と同様、決算見込みに基づいて計上し、暫定予算としたものでありますのでご理解を賜りますようお願いいたします。

報告第6号「平成16年度能登町公共下水道事業特別会計暫定予算」については、旧能都町と旧内浦町の下水道事業特別会計予算を引き継いだものであり、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9千6百21万2千円としたものであります。また、地方債につきましては、第2表記載のとおり限度額を4億6千百10万円、一時借入金の最高額を暫定的に5億円といたしております。編成にあたりましては、各会計と同様、決算見込みに基づいて計上し、暫定予算といたしたものであります。ご理解賜りますようお願い致します。

報告第7号「平成16年度能登町農業集落排水事業特別会計予算」につきましては、旧3町村の農業集落排水事業特別会計予算を引き継いだものであり、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5千2百88万円といたしたものであります。また、地方債につきましては、第2表記載のとおり限度額を2億3百40万円、一時借入金の最高額を暫定的に3億円といたしております。編成にあたりましては、各会計と同様、決算見込みに基づいて計上し、暫定予算といたしたものです。ご理解を賜りますようお願い致します。

報告第8号「平成16年度能登町漁業集落排水事業特別会計暫定予算」については、旧能都町・旧内浦町の漁業集落排水事業特別会計予算を引き継いだものであり、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千2百97万5千円といたしたものであります。また、地方債につきましては、第2表の記載のとおり限度額を8千9百80万円、一時借入金の最高額を暫定的に1億3千万円としております。編成にあたりましては、各会計と同様、決算見込みに基づいて計上し、暫定予算といたしたものでありますので、ご理解を賜りますようお願い致します。

報告第9号「平成16年度浄化槽整備推進事業特別会計暫定予算」については、旧内浦町の特定地域生活排水処理事業特別会計予算を引き継いだものであり、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ3千3百1万6千円としたものであります。また、地方債につきましては、第2表記載のとおり限度額を1千8百90万円、一時借入金の最高額を暫定的に3千万円といたしております。編成にあたりましては、各会計と同様、決算見込みに基づいて計上し、暫定予算としたものでありますので、ご理解を賜りますようお願い致します。

報告第10号「平成16年度簡易水道事業特別会計暫定予算」については、旧柳田村の簡易水道事業特別会計予算を引き継いだものであります。歳入歳出暫定予算の総額を歳入

歳出それぞれ暫定的に1億7千8百9万1千円としたものであります。また、地方債につきましては、第2表記載のとおり限度額を1億百万円、一時借入金の最高額を1億5千万円といたしております。編成にあたりましては、各会計と同様、決算見込みに基づいて計上し、暫定予算としたものでありますので、ご理解を賜りますようお願い致します。

次に報告第11号「平成16年度能登町水道事業会計暫定予算」についてであります。これは旧能都町の水道事業会計と瑞穂簡易水道特別会計及び旧内浦町の水道事業会計予算を引き継いだものであります。給水戸数は6千6百13戸、主要な建設改良事業に2億5千3百27万円を見込み、企業債の限度額を暫定的に1億6千2百80万円といたしております。編成にあたりましては、収益的収支並びに資本的収支のいずれも決算見込みに基づいて計上いたしております。

報告第12号「平成16年度能登町病院事業会計暫定予算」は旧宇出津地区病院組合の病院事業会計予算を引き継いだものであり、病床数は188床、企業債の限度額を1千200万円、一時借入金の限度額を暫定的に1億5千万円といたしております。編成にあたりましては収益的収支並びに資本的収支のいずれも決算見込みに基づいて計上いたしましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に報告第13号から報告第16号までの「専決処分承認を求めることについて」でございますが、先の暫定予算と同様に、3月1日をもって専決処分を行ったものであり、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めます。

報告第13号「能登町役場の位置を定める条例他161件の条例について」でございますが、この条例は旧2町1村にあった条例について、即時施行が必要とされたものについて、調整を加えて制定したものであります。この条例162件につきましては、事前配布によりご確認願ったものであり、非常にボリュームがあることから一覧表お示しし、内容の説明については省略させていただきます。何とぞ、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に報告第14号「能登町指定金融機関の指定について」でございますが、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、興能信用金庫を能登町指定金融機関に指定するものであります。

次に報告第15号「証明書等の広域交付に係る事務の相互委託について」でございますが、地方自治法第252条の14第1項の規定により、能登町は輪島市、珠洲市、穴水町及び門前町との間で証明書等の広域交付に係る事務の委託に関する規約を制定し、同規約に基づき事務委託をするものでございます。旧町村より引き続き能登町において行政ニーズの広域化に対応するため、住民票の写しや印鑑登録証明書などの交付が相互に受けられる広域窓口サービスを実施するものであります。

次に報告第16号「字の名称の変更について」でございますが、地方自治法第260条第1項の規定により、字の名称を変更するもので、字の名称の変更につきましては、各地区の意見調整の結果、能登町内に同一字名が存在しますと日常生活に支障が生じることから字の名称を変更するものであります。

以上で本日提出いたしました議案及び報告案件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、ご承認を賜りますようお願いいたします。提案理由の説明を終わらせて頂きます。よろしくお願いたします。

ます。

議長（大谷内 義一君）

提案理由の説明が終わりました。お諮りします。報告第1号から報告第16号までの16件については、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって報告第1号から報告第16号までの16件については、慎重審議が必要であるとの理由から、議案審査期間をもうけたいと思いません。そのために、質疑、討論、採決については、最終日3月9日に行いたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、報告についての質疑、討論、採決については、3月9日に行うことに決定致しました。お諮りいたします。議事の都合により、3月5日から3月8日までの4日間は休会とすることにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

散 会

議長（大谷内 義一君）

ご異議なしと認めます。よって3月5日から3月8日までの4日間は休会とすることに決定しました。次回本会議は、3月9日午前10時から開きます。

本日はこれをもって散会といたします。

（16時20分）

開会（午前 9 時 58 分）

開会・会議

議長（大谷内義一君）

ただいまの出席議員数は、39 名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

諸般の報告

議長（大谷内義一君）

日程第 1 諸般の報告を行います。

本日の会議に出席している説明員の職・氏名は、4 日の会議に配布の説明員一覧表のとおりであります。また、議会事務局職員及び町職員の係員が写真撮影等をしますので、お知らせをいたしておきます。

報告第 1 号～報告第 16 号

議長（大谷内義一君）

日程第 2 報告第 1 号 平成 16 年度能登町一般会計暫定予算にかかる専決処分の承認を求めることについてから、報告第 16 号 字の名称の変更についてにかかる、専決処分の承認を求めるまでの 16 件を一括議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。 32 番竹中初男君

32 番（竹中初男君）

私、初めて見る予算内容もありますので、わかりませんので、説明をお願いいたしたいと思えます。まず、職務代理者にお尋ねいたします。合併いたしましたら、当然職員間において賃金の格差、給与の格差あるのかどうか。あるいは、職階級あるいは、等級何号俸とゆうふうな編成が 3 町村とも同じであったかどうか、そのあたりについてお尋ねいたします。それから、特別会計の中で、農業集落排水と漁業集落排水と言うのがありますが、私は、漁業集落排水とゆうことを知らなかったものですから、これは農業集落排水と、いろいろ中身において、違いがあるのかどうかとゆうことと、漁業集落とは、海岸から何 km どのへんまでが、いわゆる漁業集落に入る地域に該当するのか説明を求めます。

それから、浄化槽整備の事業で、合併浄化槽のことだと思いますが、非課税世帯には、工事助成があると、これは内浦町の場合ですけれど、これは生活保護世帯をさしているのかどうか、お尋ねいたします。また、浄化槽の保安点検の業務は、内浦地区は、委託料にあがっているわけですが、これは、本来私どもとすれば受益者負担とゆうふうを考えておるわけですが、その辺はどうなるのか、お尋ねいたします。

議長（大谷内義一君）

町長職務執行者 田形功君

町長職務執行者（田形 功君）

竹中議員のご質問にお答えします。職員の件でございますが、人件費については、3町村少し異なっている点がございます。この点については、いろいろ合併協議会の話で、長期的な観点で今後調整をしていくとゆう考えです。その後のご質問については担当課長の方からご説明させます。

下水道課長（浜中工君）

竹中議員さんの質問1点目でございますけれど、漁業集落、農業集落排水事業ですが現在能登町では、漁業集落排水事業は平成15年度から18年度、農業集落排水事業は平成14年度から18年度の間で事業を進めております。

漁業集落排水事業の採択の中身でございますけれど、第1点目は、総生産額に対する漁業生産額又は、漁価比率が第1位の漁業集落であることが、漁業集落排水事業の要件です。

農業集落排水事業は、特段10個以上の集落であれば出来るとゆうことで認識しております。それから2点目の関係で改造資金融資助成金で、生活保護世帯のお話ございましたけれど、今現在旧内浦地区で生活保護世帯とゆうことで、助成額50万円以内の場合は、生活保護世帯に助成をするとゆう内容となっておりますし、また、非課税世帯これはですね、工事費50万円以上の場合は10万円、50万未満の場合は工事費の1/5を除いた額とゆうことで、さうゆう助成額をお支払いしてございます。

議長（大谷内義一君）

竹中議員それでいいですか。

32番（竹中初男君）

保守点検の委託とゆうのはまだ答えていないようですし、漁業集落排水事業とゆうのは、どの範囲までが漁業集落排水とゆうのかわかりませんので、ご説明願います。

下水道課長（浜中工君）

旧能都町管内で進めております集落の範囲でございますけれど、真脇地内小浦集落、羽根集落があるんですが、そのエリアを定めて、現在事業を実施しているところです。もう1点は、今資料がないものですから、この場では説明が出来ませんのでご理解をお願いいたします。

議長（大谷内義一君）

ほかにありませんか。

はい7番石田君

7番（石田博之君）

さきほどの竹中議員の質問の関連プラスアルファですが、職務執行者田形さんは、賃金の格差是正を長期展望でもって調整すると言われましたけれど、当然高いところと、低いところがあると思いますが、どちらを基準に合わせるのかといゆうことが、大変大切なことだと思いますが、高い能都町に合わせるのか、低い柳田にあわせるのか、そういう基準を持っておいでなのかお聞きすると、総務費に土地評価鑑定業務費10,000千円がもられておりますけれど、固定資産の評価基準とゆうのも、3町村当然基準が違っていると認識しております。再度、固定資産の査定基準評価ですが、どういった基準に調整されるのかとう点と、委託料10,000千円をあらたな予算としてみておられますけれど、どういった業務を行うのかとゆうことを、担当課の方から説明願います。

議長（大谷内義一君）

町長職務執行者 田形功君

町長職務執行者（田形 功君）

石田議員の質問にお答えします。給料の格差をどうゆうところに合わせるのかとゆうこととでございますけれど。これは、大変難しい問題でございます、一応標準的なものを定め、それを基準として、高い部分は若干下げ、低い部分は若干上がるゆうことで、これは一般的な考え方でそうゆう合わせ方になると思っております。ただ、高い部分を極端に下げるとゆうことは、困難な部分があります。これは、そうゆう内部で詳細については、つめて対応していかないといけないなあと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。あとの質問につきましては、担当課長から説明させます。

議長（大谷内義一君）

税務課長藤村秀雄君

税務課長（藤村秀雄君）

石田議員にお答えします。63ページ賦課徴収費23節償還金及び利子割引料のところ、土地評価鑑定業務とありますが、この業務につきましては、3年に1回、18年度評価替の前の年にこの業務を行うわけです。旧能都町、旧内浦町、旧柳田村で160ポイント程があります。そちらの方の鑑定業務を行っております。

議長（大谷内義一君）

石田議員いいですか

7番（石田博之君）

固定資産税の評価基準が3町違うと思っておるんですけど、それと、固定資産税評価額の税率、パーセンテージがあるわけですけど、上限、下限があると思うんですけど、それが3町統一されているのかとゆうことですけど、柳田は確か低かったように思っていますが、市ぐらいいきますと高いですね。基準範囲内があるわけですがね、3町はどうい

つたふうな調整をされて、どの基準になるのか担当課長説明願います。

議長（大谷内義一君）

税務課長藤村秀雄君

税務課長（藤村秀雄君）

それでは、石田議員にお答えします。3町の基準につきましては、同じと考えております。固定資産税につきましては、標準税率1.4パーセントになります。

議長（大谷内義一君）

その他ありませんか。

無いようですので、質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、報告第1号平成16年度能登町一般会計暫定予算にかかる専決処分の承認を求めることについてを採決します。

報告第1号平成16年度能登町一般会計暫定予算にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

おすわり下さい。ありがとうございました。起立全員です。

よって、報告第1号平成16年度能登町一般会計暫定予算にかかる専決処分の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決定されました。

次に、報告第2号平成16年度能登町国民健康保険特別会計暫定予算にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第3号平成16年度能登町老人保健特別会計暫定予算にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第4号平成16年度能登町介護保険特別会計暫定予算にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第5号平成16年度能登町観光施設特別会計暫定予算にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第6号平成16年度能登町公共下水道事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて、報告第7号平成16年度能登町農業集落排水事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて、報告第8号平成16年度能登町漁業集落排水事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて、報告第9号平成16年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて、報告第10号平成16年度能登町簡易水道事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて、報告第11号平成16年度能登町水道事業特別会計暫定予算の専決処分の承認を求めることについて、報告第12号平成16年度能登町病院事業会計暫定予算の専決処分

の承認を求めることについての11件を一括して採決します。報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございました。起立全員であります。

よって、報告第2号、報告第3号、報告第4号、報告第5号、報告第6号、報告第7号、報告第8号、報告第9号、報告第10号、報告第11号、報告第12号の11件は報告のとおり承認されました。

次に、報告第13号能登町役場の位置を定める条例他161件の条例についてに関する専決処分の承認を求めることについて、報告第14号能登町指定金融機関の指定に関する専決処分の承認を求めることについて、報告第15号証明書等の広域交付に係る事務の相互委託についてに関する専決処分の承認を求めることについて、報告第16号字の名称の変更に関する専決処分の承認を求めることについての4件を一括して採決します。

報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございました。起立全員です。

よって、報告第13号、報告第14号、報告第15号、報告第16号の4件は報告のとおり承認されました。

議案第1号

議長 (大谷内義一君)

日程第3 議案第1号固定資産評価員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

能登町長職務執行者 田形功君

町長職務執行者 (田形 功君)

先程は、専決処分16件につきまして、ご承認いただき、ありがとうございました。それでは、議案第1号「固定資産評価員の選任について」の提案理由を説明させていただきます。固定資産評価員として、税務課長である藤村秀雄を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。議員各位におかれましては、何とぞ、ご同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由のご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 (大谷内義一君)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第1号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

お諮りします。

議案第1号については、人事案件ですので、質疑、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

議長 (大谷内義一君)

ご異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略することに決定しました。議案第1号固定資産評価員の選任についてを採決します。ここで、地方自治法第171条の規定により、藤村秀雄君の退場を求めます。

(藤村秀雄君退場)

議案第1号固定資産評価員の選任について、能登町字柳田主部14の1番地藤村秀雄氏を選任することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございました。起立全員です。

よって、議案第1号は、可決いたしました。ここで、藤村秀雄君の入場を許可します。

(藤村秀雄君入場)

休 憩

議長 (大谷内義一君)

それでは、ここで議事の進行上暫時休憩します。(10時23分)
全員協議会室にご参集のほど、お願いします。

再 開

議長 (大谷内義一君) (11時15分)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
議案に入る前に、先程の質問の中で税務課長藤村秀雄君から説明不足の件があるので、答

弁をさせていただきたいとゆう申し出がありますので、答弁させます。

税務課長（藤村秀雄君）

先程、石田議員のほうから固定資産税の税率を1.4/100と申し上げましたが、それは標準税率で、固定資産の税率は1.6/100とゆうことで、ご説明させていただきます。

議長（大谷内義一君）

能登町議会として、それぞれの一部事務組合の規約に基づき、奥能登広域圏事務組合議会議員として、2人、珠洲市能登町環境衛生組合議会議員として、3人、奥能登クリーン組合議会議員として、9人、のと鉄道運営助成基金事務組合議員として、1人を選挙する必要があるためです。

選挙第4号

議長（大谷内義一君）

まず、選挙第4号奥能登広域圏事務組合議会議員の選挙を行います。当該選挙については、組合規約第5条第2項の規定により、2人の組合議員を選挙するものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。奥能登広域圏事務組合議会議員に、27番田高宗男君、41番道下豊一君を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました、田高宗男君、道下豊一君を奥能登広域圏事務組合議会議員の当選人として定めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、田高宗男君、道下豊一君が奥能登広域圏事務組合議会議員に当選されました。ただいま、奥能登広域圏事務組合議会議員に当選されました、田高宗男君、道下豊一君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

選挙第5号

議長（大谷内義一君）

次に、選挙第5号珠洲市能登町環境衛生組合議会議員の選挙を行います。当該選挙については、組合規約第5条第2項の規定により、3人の組合議員を選挙するものであります。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。珠洲市能登町環境衛生組合議会議員に、4番市浜等君、19番谷上幸男君、37番岩坂喜通君を指名します。お諮りします。ただいま、議長が指名しました、市浜等君、谷上幸男君、岩坂喜通君を珠洲市能登町環境衛生組合議会議員の当選人として定めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、市浜等君、谷上幸男君、岩坂喜通君が珠洲市能登町環境衛生組合議会議員に当選されました。ただいま、珠洲市能登町環境衛生組合議会議員に当選されました、市浜等君、谷上幸男君、岩坂喜通君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

選挙第6号

議長（大谷内義一君）

次に、選挙第6号奥能登クリーン組合議会議員の選挙を行います。当該選挙については、組合規約第5条第2項の規定により、9人の組合議員を選挙するものであります。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。奥能登クリーン組合議会議員に、12番石岡安雄君、15番宮田勝三君、16番山本一朗君、20番桶屋政雄君、22番久田良平君、30番棚田昭男君、32番竹中初男君、33番浜田実君、39番山崎元英君を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました、石岡安雄君、宮田勝三君、山本一朗君、桶屋政雄君、久田良平君、棚田昭男君、竹中初男君、浜田実君、山崎元英君を奥能登クリーン組合議会議員の当選人として定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、石岡安雄君、宮田勝三君、山本一朗君、桶屋政雄君、久田良平君、棚田昭男君、竹中初男君、浜田実君、山崎元英君を奥能登クリーン組合議会議員に当選されました。ただいま、奥能登クリーン組合議会議員に当選されました、石岡安雄君、宮田勝三君、山本一朗君、桶屋政雄君、久田良平君、棚田昭男君、竹中初男君、浜田実君、山崎元英君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

選挙第7号

議長（大谷内義一君）

次に選挙第7号のと鉄道運営助成基金事務組合議会議員の選挙を行います。当該選挙については、組合規約第6条第2項の規定により1人の組合議員を選挙するものであります。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。のと鉄道運営助成基金事務組合議会議員に21番小蔵久一君を指名します。お諮りします。ただいま議長が

指名しました、小蔵久一君をのと鉄道運営助成基金事務組合議会議員の当選人として定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、小蔵久一君がのと鉄道運営助成基金事務組合議会議員に当選されました。ただいま、のと鉄道運営助成基金事務組合議会議員に当選されました、小蔵久一君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知を行います。ここで地方自治法第106条第1項の規定により副議長と交代します。

議長の常任委員会委員の辞任の件

議長（大谷内義一君）

先程、クリーン組合のところで浜田議員が今日欠席の為、後日告知いたしたいと思っておりますので、あらかじめご了承の程お願いいたします。それでは、副議長お願いいたします。

副議長（菊田俊夫君）

地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行います。ただいまの出席議員数は39名です。定足数に達していますので引き続き本日の会議を開きます。

日程第5議長の常任委員会委員辞任の件を議題とします。ここで、地方自治法第117条の規定により、40番大谷内義一君の退場を求めます。（40番大谷内義一君退場）

大谷内義一君から、公正な本会議運営のため、地方自治法第104条に規定する議会全体の統制者として、職責を円滑に全うするため、能登町議会運営申し合わせにより、能登町議会総務常任委員会委員を辞職したいと申し出がありました。

お諮りします。本件は、申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、議長の常任委員会委員の辞任を許可することに決定しました。ここで40番大谷内義一君の入場を認めます。（40番大谷内義一君入場）

ここで、議長としての職務が終了しましたので退席させていただきます。ここで大谷内議長と交代します。ありがとうございました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出の件

議長（大谷内義一君）

日程第6議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定によって、本会議の会期日程等の議会の運営に関する事項につき、閉会中も引き続き所管事務の審査をしたいとの申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。以上で、本臨時会に付議された議件は全部終了いたしました。

ここで、田形町長職務執行者から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長職務執行者田形功君

町長職務執行者（田形 功君）

能登町第1回臨時会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。議員各位には、3月4日より本日まで、6日間能登町初議会とゆうことで、議会の組織をはじめ数多くの提案、案件に対しまして、熱心なご審議を賜り、いずれも原案通り可決、承認いただきまして誠にありがとうございました。可決ご承認いただきました案件については、誠心誠意努めてまいりたいと考えております。3月1日から新たな体制、組織でも動き初めてあります。町村合併によって、住民サービスが低下することのないよう職員一同、努力しておりますのでどうか今後とも各議員におかれましては、ご支援ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。誠に簡単でございますが、挨拶といたします。本当にありがとうございました。

閉議・閉会

議長（大谷内義一君）

これをもちまして、平成17年第1回能登町議会臨時会を閉会いたします。

皆様のご好意によって、初代の議長に選出させていただきましたが、何分にも緊張したあまりに、大変皆さんにご迷惑をおかけいたしましたと思いますが、これから互いに手を結んで力を合わせて、能登町発展の為にがんばっていきたいと思いますので、ご鞭撻の程心からお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

どうも、ご苦勞様でございました。

閉会午前11時30分

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する

平成17年3月9日

能登町議会臨時議長 道下 豊一

能登町議会議長 大谷内 義一

能登町議会副議長 菊田 俊夫

署名議員 南 正晴

署名議員 河田 信彰